

2019年10月1日、

# 自動車の税が大きく変わります

新しくなった  
クルマの税を  
わかりやすく  
解説しよう!

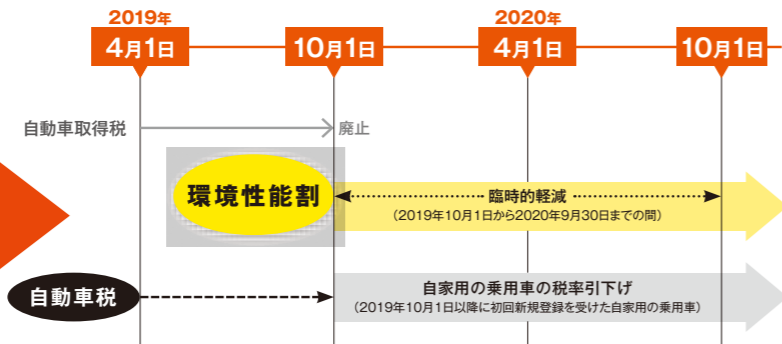
自動車税(種別割)の  
1 **税率が引き下げ**られます

自動車取得税が廃止され、  
2 **環境性能割が導入**されます

環境性能割が  
3 **臨時的に軽減**されます



## 自動車の税は、このように変わります



これなら  
ひとめで  
わかりやすい!

新しくなる自動車税の  
スケジュールじゃ!

そのほかにも!

### 4 特例措置が見直されます

2019年  
4月から  
9月まで

#### 自動車取得税のエコカー減税の見直し

2019年4月1日から同年9月30日までの間に購入される乗用車(登録車・軽自動車)及びトラック・バスについて、自動車の燃費性能等に応じて、購入時に課税される自動車取得税の税率を軽減するエコカー減税の軽減割合等が見直されました。

※2019年10月1日から自動車取得税が廃止されます。  
※上記以外に、自動車重量税のエコカー減税について見直しがあります。

2021年  
4月以降

#### グリーン化特例(軽課)の見直し

消費税率上げに配慮し特例が延長された後、2021年度及び2022年度に購入される自家用の乗用車(登録車・軽自動車)について、自動車の燃費性能等に応じて、購入した翌年度に課税される自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の税率を軽減する特例の適用対象が、電気自動車等に限定されます。



●詳しくは、お住まいの都道府県の自動車税担当にお問い合わせください。●このリーフレットの内容は、2019年4月1日現在の法令に基づいたものです。

最後のページに  
新しくなる自動車税の  
スケジュールを  
まとめたぞ！

最後のページへ

### 2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた 自家用の乗用車(登録車)の自動車税(種別割)の税率表

排気量	引下げ前の税率	引下げ後の税率(引下げ額)
1,000cc以下	29,500円	<b>25,000円</b> (▲4,500円)
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	<b>30,500円</b> (▲4,000円)
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	<b>36,000円</b> (▲3,500円)
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	<b>43,500円</b> (▲1,500円)
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	<b>50,000円</b> (▲1,000円)
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	<b>57,000円</b> (▲1,000円)
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	<b>65,500円</b> (▲1,000円)
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	<b>75,500円</b> (▲1,000円)
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	<b>87,000円</b> (▲1,000円)
6,000cc超	111,000円	<b>110,000円</b> (▲1,000円)



## 自動車税(種別割)の 税率が引き下げられます



2019年  
10月1日  
から

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた  
自家用の乗用車(登録車)から、**自動車税(種別割)の税率が引き下げ**られます。

※2019年10月1日以降、自動車の排気量等に応じて毎年かかる自動車税は「自動車税(種別割)」に、  
軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されます。

初回新規登録年月の確認方法 自動車検査証部分見本 **この部分をご確認ください**

自動車検査証		初年度登録年月		用途		車体の形状	
品川000あ1234	1年10月1日	1年10月	乗用	乗用	乗用	乗用	乗用
車台番号	長さ	幅	高さ	前軸重	後軸重	後後軸重	
00000-123456	4450mm	1740mm	1420mm	700kg	700kg	700kg	
型式	原動機の種類	燃料の種類	型式指定番号	種別別番号			
00-△△△△△	Q000	1.89Lガソリン	12345	123			

私が今乗っている  
クルマは  
どうなるのかしら？



2019年9月30日以前に  
登録を受けた自動車の税率は  
変更されず、  
今までどおりなんじゃよ



※海外使用歴のある自動車については、  
この部分では判断できませんので、  
最寄りの都道府県の自動車税担当  
にお問い合わせください。

## 自動車取得税が廃止され、 環境性能割が導入されます



2019年  
10月1日  
から

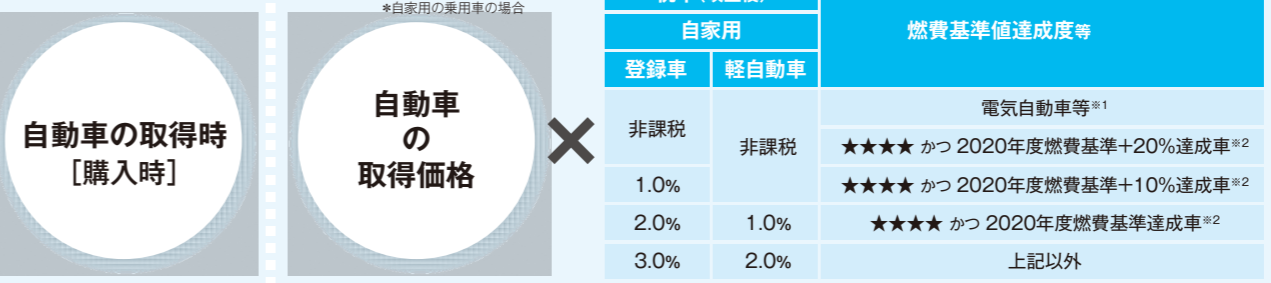
自動車取得税は廃止となり、  
自動車の燃費性能等に応じて自動車の  
購入時に払う「**環境性能割**」が導入されます。

※環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて自家用の登録車は0~3%、営業用の登録車及び軽自動車は0~2%です。

環境性能割は、  
新車・中古車を問わず  
対象になるんじゃ



### 課税のタイミング 税額の計算方法\* 税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み



\*1「電気自動車等」は、登録車の場合は電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合(3.5t以下の自動車)又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合)であり、軽自動車の場合は電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)である。  
\*2「電気自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車(★★★★)に限る。

## この環境性能割は 臨時的に軽減されます



2019年  
10月1日  
から  
1年間

2019年10月1日から2020年9月30日までの間に  
自家用の乗用車(登録車・軽自動車)を購入する場合、  
環境性能割の税率1%分が軽減されます。

環境性能割の  
臨時的軽減には、  
中古車も含まれるぞ



これからクルマを  
買うけど、  
軽減の対象は  
新車だけのの？

環境性能割は  
いつまで軽減  
されるんだろう？

環境性能割の軽減は、  
2020年9月30日までの  
1年間に限られているんじゃ



### 環境性能割の臨時的軽減による税率

登録車 (自家用の乗用車)		通常の税率	臨時的軽減後の税率 2019年10月1日から 2020年9月30日までの間	軽自動車 (自家用の乗用車)		通常の税率	臨時的軽減後の税率 2019年10月1日から 2020年9月30日までの間
電気自動車等*1				電気自動車等*1			
★★★★ かつ 2020年度燃費基準+20%達成車*2	低排出ガス車 燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	★★★★ かつ 2020年度燃費基準+10%達成車*2	低排出ガス車 燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
★★★★ かつ 2020年度燃費基準+10%達成車*2	低排出ガス車 燃費基準+10%達成車	1.0%					
★★★★ かつ 2020年度燃費基準達成車*2	低排出ガス車 燃費基準達成車	2.0%	1.0%	★★★★ かつ 2020年度燃費基準達成車*2	燃費基準達成車	1.0%	1.0%
上記以外の車		3.0%	2.0%	上記以外の車		2.0%	1.0%